

○帯広市体育施設条例

昭和59年3月31日条例第10号

改正

昭和59年6月27日条例第30号
昭和60年8月13日条例第25号
昭和63年3月14日条例第6号
平成8年3月27日条例第16号
平成9年3月27日条例第4号
平成9年3月27日条例第16号
平成13年12月14日条例第51号
平成16年12月14日条例第41号
平成17年9月26日条例第32号
平成19年3月27日条例第22号
平成20年3月7日条例第1号
平成20年12月1日条例第35号
平成22年3月23日条例第14号
平成23年9月22日条例第18号
平成23年9月29日条例第27号
平成29年3月28日条例第9号
令和2年3月27日条例第15号
令和3年3月25日条例第11号
令和8年9月3日条例第25号
令和8年9月10日条例第28号

帯広市体育施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、帯広市体育施設（以下「体育施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の心身の健全なる発達及び体育、スポーツの普及振興を図るとともに、健康で文化的諸行事並びに集会の用に供するため、別表1の体育施設を設置する。

(開場期間等)

第3条 体育施設の開館期間又は開場期間、開館時間又は開場時間及び休館日は、別表2のとおりとする。ただし、帯広市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたとき、又は第14条に規定する指定管理者が必要と認めた場合であってあらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、これを臨時に変更することができる。

(使用許可)

第4条 体育施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において体育施設の運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 教育委員会は、体育施設の使用目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

- (1) 風俗又は公安を害するおそれのあるもの
- (2) 建物及びその備付物件をき損又は滅失するおそれのあるもの
- (3) その他体育施設の運営管理上適当と認めがたいもの

(使用料等)

第6条 体育施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）で、別表3に規定する体育施設を使用する者は、同表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、市長が特に必要があると認めたときは、減免することができる。

(使用料の前納)

第7条 使用者は、前条に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、帯広の森研修センターの宿泊室に係る使用料は、当該施設の使用後に徴収することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責に帰すことのできない理由又は突発的事故により使用不能になったとき。
- (2) 第11条第3号により使用の取り消しをしたとき。
- (3) 使用日の前日までに使用許可の取り消し又は変更の申し出があつて、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。
- (4) 前各号のほか、やむを得ない事情があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第9条 使用者は、体育施設の使用許可を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(特別施設等の設置)

第10条 使用者は、その使用に当たって特別の施設設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消等)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例及びこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (3) 公益上又は体育施設の運営上やむを得ない理由が生じたとき。
- (4) 第5条各号に該当すると認めるとき。

(原状の回復)

第12条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第13条 使用者が、建物又は附属物若しくは備付物件を損傷し、又は滅失したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額又は免除することができる。

(管理の代行)

第14条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に体育施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第15条 前条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の維持管理業務
- (2) 施設の使用許可等に関する業務
- (3) スポーツ振興事業の実施に関する業務
- (4) その他前3号を遂行するために必要な業務

2 前条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合における第4条、第5条、第10条及び第11条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第16条 第14条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせるときは、当該指定管理者に体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させるものとする。この場合におい

て、第6条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、第6条第1項の規定による使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、教育委員会があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 5 指定管理者は、教育委員会があらかじめ定めた基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任規定)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
(帯広市総合体育館等条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 帯広市総合体育館等条例(昭和47年条例第32号)
 - (2) 帯広市南町テニスコート条例(昭和58年条例第9号)(経過措置)
- 3 廃止前の帯広市総合体育館等条例(以下「旧体育館等条例」という。)第6条第2項及び第3項の規定により交付された回数券又は定期券は、この条例の第5条第3項及び第4項の規定により交付された回数券又は定期券とみなす。
- 4 この条例施行の日前に廃止前の旧体育館等条例又は帯広市南町テニスコート条例の規定により使用の許可を受けている者は、この条例の相当規定により、許可された者とみなす。
- 5 この条例施行の際現に帯広市総合体育館等運営審議会委員である者は、昭和59年7月31日までこの条例の規定による帯広市体育施設運営審議会委員となるものとする。

附 則(令和8年9月3日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の各手数料の規定又は各公の施設の使用料の規定は、令和9年4月1日(以下「適用日」という。)以後に行われる申請その他の行為に係る手数料又は適用日以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前に行われる申請その他の行為に係る手数料又は適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の各公の施設の使用料の規定のうち、回数券その他の前払いにより券を購入するもの(以下「回数券等」という。)に係るものについては、適用日以後に購入する回数券等に係る使用料について適用し、適用日前に購入する回数券等に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 第2項及びこの条例による改正後の各公の施設の使用料の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に許可を受けた適用日以後の公の施設の使用に係る使用料については、この条例による改正後の使用料の額とこの条例による改正前の使用料の額とを比較して少額のものとすることを基本に、当該各公の施設の設置者が別に定める。

附 則(令和8年9月10日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

名称	位置
帯広市総合体育館	帯広市大通北 1 丁目 1 番地
帯広の森陸上競技場	帯広の森運動公園内
帯広の森屋内スピードスケート場	
帯広の森体育館	
帯広の森アイスアリーナ	
帯広の森第二アイスアリーナ	
帯広の森スポーツセンター	
帯広の森野球場	
帯広の森市民プール	
帯広の森弓道場・アーチェリー場	
帯広の森テニスコート	
帯広の森球技場	
帯広の森研修センター	
帯広の森平和球場	帯広市南町南 8 線 4 6 番地 1
帯広市南町球場	帯広市南町南 9 線 3 7 番地 4
帯広市南町多目的運動広場	帯広市南町南 9 線 3 7 番地 4
帯広市南町テニスコート	帯広市南町南 9 線 3 3 番地 5
自由が丘公園庭球場	帯広市自由が丘 4 丁目 5 番地 1 5
伏古別公園野球場	帯広市西 2 1 条南 1 丁目 8 番地 1
中島緑地多目的運動広場	帯広市西 2 2 条北 4 丁目 9 番地
十勝川河川敷運動施設	十勝川右岸の一部
札内川河川敷運動施設	札内川左岸の一部

別表2（第3条関係）

施設名	開館期間又は開場期間	開館時間又は開場時間	休館日
帯広市総合体育館	通年	午前9時から午後10時まで	(1) 毎月第3月曜日（第3月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の休日」という。）の場合は、その翌日） (2) 年末年始（12月31日から翌年の1月3日までの日）
帯広の森陸上競技場	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後6時まで	
帯広の森屋内スピードスケート場 (中地多目的広場、ランニング走路及び健康増進多目的室)	7月の第4日曜日から翌年3月の第1日曜日まで 通年	午前9時から午後10時まで	(1) 毎週月曜日（月曜日が国民の休日の場合は、その翌日） (2) 国民の休日の翌日 (3) 年末年始（12月31日から翌年の1月2日までの日）
帯広の森体育館	通年	午前9時から午後9時まで	(1) 毎週火曜日（火曜日が国民の休日の場合は、その翌日） (2) 国民の休日の翌日 (3) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）
帯広の森アイスアリーナ	7月15日から翌年の3月31日まで	午前6時から午前1時まで	(1) 毎週月曜日（月曜日が国民の休日の場合は、その翌日） (2) 国民の休日の翌日 (3) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）
帯広の森第二アイスアリーナ (インラインスケート場として使用する場合) (アイススケート場として使用	 5月1日から8月31日まで 10月1日から翌年の3月20	 午前9時から午後9時まで 午前6時から午前1時まで	(1) 毎週水曜日（水曜日が国民の休日の場合は、その翌日） (2) 国民の休日の翌日 (3) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）

する場合)	日まで		
帯広の森スポーツセンター (体育館として使用する場合) (アイススケート場として使用する場合)	4月20日から8月10日まで 9月1日から翌年の3月20日まで	午前9時から午後9時まで 午前6時から午前1時まで	(1) 毎週月曜日(月曜日が国民の休日の場合は、その翌日) (2) 国民の休日の翌日 (1) 毎週火曜日(火曜日が国民の休日の場合は、その翌日) (2) 国民の休日の翌日 (3) 年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)
帯広の森野球場	5月1日から10月15日まで	午前5時から午後6時まで	
帯広の森市民プール	通年	午前10時から午後9時まで	(1) 毎週火曜日(火曜日が国民の休日の場合は、その翌日) (2) 国民の休日の翌日 (3) 年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日) (4) 施設保守点検期間(12月6日から12月28日までの日)
帯広の森弓道場・アーチェリー場	通年(屋外的の使用は5月1日から10月31日まで)	午前9時から午後9時まで	(1) 毎週火曜日(火曜日が国民の休日の場合は、その翌日) (2) 国民の休日の翌日 (3) 年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)
帯広の森テニスコート	4月21日から10月31日まで	午前6時から午後9時まで	
帯広の森球技場	5月1日から10月15日まで	午前8時から午後6時まで	
帯広の森研修センター	通年	午前9時から午後9時まで(宿泊室の使用時間は、午後3時から翌日の午前10時まで)	年末年始(12月31日から翌年の1月2日までの日)
帯広の森平和球場	5月1日から10月15日まで	午前5時から午後6時まで	
帯広市南町球場	5月1日から10月20日まで	午前5時から午後6時まで	

帯広市南町多目的運動広場	5月1日から10月20日まで	午前5時から午後6時まで	
帯広市南町テニスコート	4月6日から11月3日まで	午前6時から午後6時まで	
自由が丘公園庭球場	4月29日から10月31日まで	午前6時から午後9時まで	
伏古別公園野球場	5月1日から10月15日まで	午前5時から午後9時まで	
中島緑地多目的運動広場	5月1日から10月20日まで	午前5時から午後6時まで	
十勝川河川敷運動施設	5月1日から10月20日まで	午前5時から午後6時まで	
札内川河川敷運動施設	5月1日から10月20日まで (テニスコートについては、4月15日から10月20日まで)	午前5時から午後6時まで	

別表3（第6条関係）

(1) 帯広市総合体育館

単位				使用料	
個人使用	メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、スタジオ、ランニングコース及びトレーニング室	1人1回につき		大人	円
					400
				高齢者	200
			高校生	200	
		回数券（6枚つづり）		大人	2,000
				高齢者	1,000
				高校生	1,000
		1か月券		大人	4,000
				高齢者	2,000
				高校生	2,000
専用使用	メインアリーナ	1時間につき	アマチュアスポーツに使用する 場合	大人（高齢者を含む。）	4,600
				高校生	3,700
				小中学生	3,300
			その他の催物に 使用する場合		12,000
	サブアリーナ	1時間につき	アマチュアスポーツに使用する 場合	大人（高齢者を含む。）	1,500
				高校生	1,200
				小中学生	1,100
				その他の催物に 使用する場合	
	多目的室	1時間につき			1,300
	スタジオ	1時間につき			1,300
	研修室	1時間につき			700
	会議室	1時間につき			400

	放送・記録室	1時間につき	600
	放送設備	1時間につき	600

備考

- 1 入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかんを問わず現金又は使用者が発行する入場券、整理券その他これに類するものを入館するものから徴収して使用する場合は当該使用料に当該使用料の100分の100を加算する。
- 2 営利を目的とする場合は当該使用料に当該使用料の100分の200を加算する。
- 3 特殊電気設備を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。
- 4 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。
- 5 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 6 メインアリーナを専用する場合であって、その使用面積が総面積の3分の2を超える場合の使用料は、全額を徴収し、その使用面積が3分の1を超え、3分の2以下の場合の使用料は、当該使用料の3分の2の額、使用面積が3分の1以下の場合の使用料は、当該使用料の3分の1の額とする。
- 7 サブアリーナを専用する場合であって、その使用面積が総面積の2分の1を超える場合の使用料は、全額を徴収し、その使用面積が2分の1以下の場合の使用料は、当該使用料の2分の1の額とする。
- 8 スタジオを専用する場合であって、その使用面積が総面積の2分の1を超える場合の使用料は、全額を徴収し、その使用面積が2分の1以下の場合の使用料は、当該使用料の2分の1の額とする。
- 9 研修室を専用する場合であって、その使用面積が総面積の4分の3を超える場合の使用料は、全額を徴収し、その使用面積が4分の2を超え、4分の3以下の場合の使用料は、当該使用料の4分の3の額、使用面積が4分の1を超え、4分の2以下の場合の使用料は、当該使用料の4分の2の額、使用面積が4分の1以下の場合の使用料は、当該使用料の4分の1の額とする。
- 10 会議室を専用する場合であって、その使用面積が総面積の2分の1を超える場合の使用料は、全額を徴収し、その使用面積が2分の1以下の場合の使用料は、当該使用料の2分の1の額とする。
- 11 高齢者とは、利用日現在満65歳以上の者をいう。
- 12 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定される者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持するものをいう。）の個人使用は、無料とする。
- 13 前号の障害者（身体障害者手帳のみを所持する者で障害の等級が3級から6級までのものを除く。）1名につき介護者1名の個人使用は、無料とする。
- 14 1か月券は、発行した日から1月間有効とし、交付を受けた者に限り利用することができる。
- 15 開館時間を超えて専用使用する場合は、当該使用料に当該使用料の100分の20（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）を加算する。

(2) 帯広の森陸上競技場

単位			使用料
個人使用	1人1回につき	大人	円 250
		高齢者	150

	回数券（6枚つづり）	高校生	1 5 0
		大人	1, 2 5 0
		高齢者	7 5 0
	1か月券	高校生	7 5 0
		大人	2, 5 0 0
		高齢者	1, 5 0 0
		高校生	1, 5 0 0
専用使用	1時間につき	大人（高齢者を含む。）	2, 6 0 0
		高校生	2, 0 0 0
		小中学生	1, 6 0 0
放送設備	1時間につき		6 0 0
シャワー	1人1回につき		1 0 0

備考

- 1 入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかなを問わず現金又は使用者が発行する入場券、整理券その他これに類するものを入場するものから徴収して使用する場合は当該使用料に当該使用料の100分の100を加算する。
- 2 営利を目的とする場合は当該使用料に当該使用料の100分の200を加算する。
- 3 特殊電気設備を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。
- 4 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。
- 5 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 6 高齢者とは、利用日現在満65歳以上の者をいう。
- 7 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定される者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持するものをいう。）の個人使用は、無料とする。
- 8 前号の障害者（身体障害者手帳のみを所持する者で障害の等級が3級から6級までのものを除く。）1名につき介護者1名の個人使用は、無料とする。
- 9 1か月券は、発行した日から1月間有効とし、交付を受けた者に限り利用することができる。
- 10 開館時間を超えて専用使用する場合は、当該使用料に当該使用料の100分の20（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）を加算する。

(3) 帯広の森屋内スピードスケート場

単位				使用料
スケートリンク	個人使用	1人1回につき	大人	円 1, 0 0 0

			高齢者	5 0 0
			高校生	5 0 0
		回数券（6枚つづり）	大人	5, 0 0 0
			高齢者	2, 5 0 0
			高校生	2, 5 0 0
		1か月券	大人	1 0, 0 0 0
			高齢者	5, 0 0 0
			高校生	5, 0 0 0
		競技者専用使用	1人1日につき	大人
	高齢者			5 0 0
	高校生			5 0 0
	小中学生			2 5 0
	回数券（6枚つづり）		大人	5, 0 0 0
			高齢者	2, 5 0 0
			高校生	2, 5 0 0
			小中学生	1, 2 5 0
	1か月券		大人	1 0, 0 0 0
			高齢者	5, 0 0 0
			高校生	5, 0 0 0
			小中学生	2, 5 0 0
	貸切専用使用	1時間につき	午前9時～正午	1 7, 5 0 0
			正午～午後5時	1 9, 5 0 0
			午後5時～午後10時	1 5, 5 0 0
中地多目的広場	スポーツのため3分割コートを使用する場合	大人	2, 4 0 0	
		高校生	2, 0 0 0	

	(分割した1面1時間につき)	小中学生	1, 0 0 0
	スポーツのため6分割コートを使用する場合 (分割した1面1時間につき)	大人	1, 2 0 0
		高校生	1, 0 0 0
		小中学生	5 0 0
	スポーツ以外で使用する場合	1時間につき	9, 0 0 0
健康増進多目的室 (ランニング走路を含む。)	1人1回につき	大人	2 5 0
		高齢者	1 5 0
		高校生	1 5 0
	回数券(6枚つづり)	大人	1, 2 5 0
		高齢者	7 5 0
		高校生	7 5 0
	1か月券	大人	2, 5 0 0
		高齢者	1, 5 0 0
		高校生	1, 5 0 0
研修室・会議室		1時間につき	2 5 0
暖房料	研修室・会議室	1時間につき	1 5 0
放送設備		1時間につき	6 0 0
シャワー		1回につき	1 0 0
備考			
1 入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかんを問わず現金又は使用者が発行する入場券、整理券その他これに類するものを入場する者から徴収して使用する場合は当該使用料に当該使用料の100分の100を加算する。			
2 営利を目的とする場合は当該使用料に当該使用料の100分の200を加算する。			
3 特殊電気設備を施したときは、その設備等に要する費用(電気料等)を実費として徴収する。			
4 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。			
5 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。			
6 暖房の通気期間は10月20日から翌年4月30日までとする。ただし、期間外であっても実状に応じ必要があるときは、通気することができる。			
7 前項ただし書の規定により、期間外に通気した場合の暖房料は、期間内の当該暖房料の10			

0分の60の額（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。

8 高齢者とは、利用日現在満65歳以上の者をいう。

9 障害者（障害者基本法第2条に規定される者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持するものをいう。）の個人使用は、無料とする。

10 前号の障害者（身体障害者手帳のみを所持する者で障害の等級が3級から6級までのものを除く。）1名につき介護者1名の個人使用は、無料とする。

11 1か月券は、発行した日から1月間有効とし、交付を受けた者に限り利用することができる。

12 スケートリンクを貸切専用使用し、中地多目的広場も使用する場合は、中地多目的広場の使用料は、徴収しない。

13 開館時間を超えて専用使用する場合は、当該使用料に当該使用料の100分の20（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）を加算する。

（4） 帯広の森体育館

単位				使用料
個人使用	第1体育室、第2体育室及び第3体育室	1人1回につき	大人	円 200
			高齢者	100
			高校生	100
		回数券（6枚つづり）	大人	1,000
			高齢者	500
			高校生	500
		1か月券	大人	2,000
			高齢者	1,000
			高校生	1,000
専用使用	第1体育室	1時間につき	アマチュアスポーツに使用する 場合 大人（高齢者を含む。）	2,200
			高校生	1,800
			小中学生	1,500
		その他の催物に使用する場合		9,000
	第2体育室及び第3体育室（通して使用するときには倍額）	1時間につき	アマチュアスポーツに使用する 場合 大人（高齢者を含む。）	500
			高校生	400
			小中学生	350

		その他の催物に使用する場合	2, 9 0 0
	会議室	1 時間につき	2 5 0
暖房料	第 1 体育室	1 時間につき	1, 7 0 0
	第 2 体育室及び 第 3 体育室（通 して使用すると きは倍額）	1 時間につき	3 5 0
	会議室	1 時間につき	1 5 0
ロッカー		1 月につき	5 0 0
シャワー		1 人 1 回につき	1 0 0

備考

- 1 入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかなを問わず現金又は使用者が発行する入場券、整理券その他これに類するものを入館するものから徴収して使用する場合は当該使用料に当該使用料の 1 0 0 分の 1 0 0 を加算する。
- 2 営利を目的とする場合は当該使用料に当該使用料の 1 0 0 分の 2 0 0 を加算する。
- 3 特殊電気設備を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。
- 4 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。
- 5 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 6 第 1 体育室を専用する場合であって、その使用面積が総面積の 2 分の 1 を超える場合の使用料は、全額を徴収し、その使用面積が 2 分の 1 以下の場合の使用料は、当該使用料の 2 分の 1 の額とする。
- 7 暖房の通気期間は 1 0 月 2 0 日から翌年 4 月 3 0 日までとする。ただし、期間外であっても実状に応じ必要があるときは、通気することができる。
- 8 前項ただし書の規定により、期間外に通気した場合の暖房料は、期間内の当該暖房料の 1 0 0 分の 6 0 の額（1 0 円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。
- 9 高齢者とは、利用日現在満 6 5 歳以上の者をいう。
- 1 0 障害者（障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 2 条に規定される者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持するものをいう。）の個人使用は、無料とする。
- 1 1 前号の障害者（身体障害者手帳のみを所持する者で障害の等級が 3 級から 6 級までのものを除く。） 1 名につき介護者 1 名の個人使用は、無料とする。
- 1 2 1 か月券は、発行した日から 1 月間有効とし、交付を受けた者に限り利用することができる。
- 1 3 開館時間を超えて専用使用する場合は、当該使用料に当該使用料の 1 0 0 分の 2 0 （1 0 円未満の端数は、切り捨てるものとする。）を加算する。

(5) 帯広の森アイスアリーナ

単位				使用料
個人使用	アリーナ	1 人 1 回につき	大人	円 6 0 0

				高齢者	3 0 0
				高校生	3 0 0
		回数券（6 枚つづり）		大人	3, 0 0 0
				高齢者	1, 5 0 0
				高校生	1, 5 0 0
		1 か月券		大人	6, 0 0 0
				高齢者	3, 0 0 0
				高校生	3, 0 0 0
専用使用	アリーナ	3 0 分につき	アマチュアスポーツに使用する 場合	大人（高齢者を含む。）	6, 3 0 0
				高校生	3, 1 0 0
				小中学生	1, 7 0 0
			その他の催物に使用する 場合		4 6, 0 0 0
	研修室	1 時間につき		2 5 0	
暖房料	研修室	1 時間につき		1 5 0	

備考

1

入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかなを問わず現金又は使用者が発行する入場券、整理券その他これに類するものを入館するものから徴収して使用する場合は当該使用料に当該使用料の100分の100を加算する。

2

営利を目的とする場合は当該使用料に当該使用料の100分の200を加算する。

3

特殊電気設備を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。

4

使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。

5

使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。

6

暖房の通気期間は10月20日から翌年3月31日までとする。ただし、期間外であっても実状に応じ必要があるときは、通気することができる。

7

前項ただし書の規定により、期間外に通気した場合の暖房料は、期間内の当該暖房料の100分の60の額（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。

8

高齢者とは、利用日現在満65歳以上の者をいう。

9

障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定される者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持するものをいう。）の個人使用は、無料とする。

10

前号の障害者（身体障害者手帳のみを所持する者で障害の等級が3級から6級までのものを除く。）1名につき介護者1名の個人使用は、無料とする。

11

1か月券は、発行した日から1月間有効とし、交付を受けた者に限り利用することができる。

12 教育委員会規則で定める個人使用時間内にアリーナを専用使用する場合は、当該使用料に当該使用料の100分の20（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）を加算する。

(6) 帯広の森第二アイスアリーナ

単位				使用料	
個人使用	アリーナ	1人1回につき		大人	円 600
				高齢者	300
				高校生	300
		回数券（6枚つづり）		大人	3,000
				高齢者	1,500
				高校生	1,500
		1か月券		大人	6,000
				高齢者	3,000
				高校生	3,000
専用使用	アリーナ	30分につき	アマチュアスポーツに使用する 場合	大人（高齢者を含む。）	6,300
				高校生	3,100
				小中学生	1,700
			その他の催物に使用する 場合		46,000
		インライン	30分につき	大人（高齢者を含む。）	1,200
				高校生	650
				小中学生	400

備考

- 1 入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかんを問わず現金又は使用者が発行する入場券、整理券その他これに類するものを入館するものから徴収して使用する場合は当該使用料に当該使用料の100分の100を加算する。
- 2 営利を目的とする場合は当該使用料に当該使用料の100分の200を加算する。
- 3 特殊電気設備を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。
- 4 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。
- 5 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

- 6 インラインは、アマチュアスポーツに使用する場合で、かつ、入場料等を徴収しない場合に限るものとする。
- 7 高齢者とは、利用日現在満65歳以上の者をいう。
- 8 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定される者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持するものをいう。）の個人使用は、無料とする。
- 9 前号の障害者（身体障害者手帳のみを所持する者で障害の等級が3級から6級までのものを除く。）1名につき介護者1名の個人使用は、無料とする。
- 10 1か月券は、発行した日から1月間有効とし、交付を受けた者に限り利用することができる。
- 11 教育委員会規則で定める個人使用時間内にアリーナを専用使用する場合は、当該使用料に当該使用料の100分の20（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）を加算する。

(7) 帯広の森スポーツセンター
体育館として使用する場合

単位				使用料	
個人使用	アリーナ	1人1回につき		大人	円 200
				高齢者	100
				高校生	100
		回数券（6枚つづり）		大人	1,000
				高齢者	500
				高校生	500
		1か月券		大人	2,000
				高齢者	1,000
				高校生	1,000
専用使用	アリーナ	1時間につき	アマチュアスポーツに使用する 場合	大人（高齢者を含む。）	2,200
				高校生	1,800
				小中学生	1,500
		その他の催物に使用する場合		9,000	
		会議室	1時間につき		250
シャワー		1人1回につき		100	
備考					
1 入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかなを問わず現金又は使用者が発行する入場					

券、整理券その他これに類するものを入館するものから徴収して使用する場合は当該使用料に当該使用料の100分の100を加算する。

2 営利を目的とする場合は当該使用料に当該使用料の100分の200を加算する。

3 特殊電気設備を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。

4 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。

5 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。

6 アリーナを専用する場合であって、その使用面積が総面積の2分の1を超える場合の使用料は、全額を徴収し、その使用面積が2分の1以下の場合の使用料は、当該使用料のそれぞれ2分の1の額とする。

7 高齢者とは、利用日現在満65歳以上の者をいう。

8 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定される者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持するものをいう。）の個人使用は、無料とする。

9 前号の障害者（身体障害者手帳のみを所持する者で障害の等級が3級から6級までのものを除く。）1名につき介護者1名の個人使用は、無料とする。

10 1か月券は、発行した日から1月間有効とし、交付を受けた者に限り利用することができる。

11 開館時間を超えて専用使用する場合は、当該使用料に当該使用料の100分の20（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）を加算する。

アイススケート場として使用する場合

単位				使用料
個人使用	アリーナ	1人1回につき	大人	円 600
			高齢者	300
			高校生	300
		回数券（6枚つづり）	大人	3,000
			高齢者	1,500
			高校生	1,500
		1か月券	大人	6,000
			高齢者	3,000
			高校生	3,000
専用使用	アリーナ	30分につき	アマチュアスポーツに使用する 場合	大人（高齢者を含む。） 6,300
			高校生	3,100
			小中学生	1,700

		その他の催物に使用する場合	46,000
	会議室	1時間につき	250
暖房料	会議室	1時間につき	150
シャワー		1人1回につき	100

備考

- 1 入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかなを問わず現金又は使用者が発行する入場券、整理券その他これに類するものを入館するものから徴収して使用する場合は当該使用料に当該使用料の100分の100を加算する。
- 2 営利を目的とする場合は当該使用料に当該使用料の100分の200を加算する。
- 3 特殊電気設備を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。
- 4 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。
- 5 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 6 暖房の通気期間は、10月20日から翌年3月20日までとする。ただし、期間外であっても実状に応じ必要があるときは、通気することができる。
- 7 前項ただし書の規定により、期間外に通気した場合の暖房料は、期間内の当該暖房料の100分の60の額（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。
- 8 高齢者とは、利用日現在満65歳以上の者をいう。
- 9 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定される者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持するものをいう。）の個人使用は、無料とする。
- 10 前号の障害者（身体障害者手帳のみを所持する者で障害の等級が3級から6級までのものを除く。）1名につき介護者1名の個人使用は、無料とする。
- 11 1か月券は、発行した日から1月間有効とし、交付を受けた者に限り利用することができる。
- 12 教育委員会規則で定める個人使用時間内にアリーナを専用使用する場合は、当該使用料に当該使用料の100分の20（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）を加算する。

(8) 帯広の森野球場

単位				使用料
球場	1時間につき	アマチュアスポーツに使用する 場合	大人	円 3,000
			高校生	1,800
			小中学生	1,400
		その他催物に使用する場合		30,000
会議室	1時間につき			250
暖房料	会議室	1時間につき		150
放送設備	1時間につき			600
シャワー	1時間につき			1,500

備考

- 1 入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかなを問わず現金又は使用者が発行する入場券、整理券その他これに類するものを入場するものから徴収して使用する場合は当該使用料に当該使用料の100分の100を加算する。
- 2 営利を目的とする場合は当該使用料に当該使用料の100分の200を加算する。
- 3 特殊電気設備を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。
- 4 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。
- 5 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 6 暖房料は、通気する場合に徴収する。
- 7 開場時間を超えて使用する場合は、当該使用料に当該使用料の100分の20（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）を加算する。

(9) 帯広の森市民プール

単位				使用料
個人使用	1 人 1 回につき		大人	円 5 0 0
			高齢者	2 5 0
			高校生	2 5 0
	回数券（6 枚つづり）		大人	2, 5 0 0
			高齢者	1, 2 5 0
			高校生	1, 2 5 0
	1 か月券		大人	5, 0 0 0
			高齢者	2, 5 0 0
			高校生	2, 5 0 0
専用使用	1 時間につき	全館	大 人（高 齢 者 を 含 む。）	1 9, 5 0 0
			高校生	1 3, 0 0 0
			小中学生	6, 5 0 0
		コース使用	1 コース（2 5 m） につき	1, 3 0 0
			児童用プール	3, 4 0 0
			幼児用プール	1, 9 0 0
会議室	1 時間につき			3 0 0
備考				

- 1 入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかんを問わず現金又は使用者が発行する入場券、整理券その他これに類するものを入館するものから徴収して使用する場合は当該使用料に当該使用料の100分の100を加算する。
- 2 営利を目的とする場合は当該使用料に当該使用料の100分の200を加算する。
- 3 特殊電気設備を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。
- 4 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。
- 5 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 6 コース使用で可動床を使用する場合の使用料は、4コース分の額とする。
- 7 高齢者とは、利用日現在満65歳以上の者をいう。
- 8 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定される者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持するものをいう。）の個人使用は、無料とする。
- 9 前号の障害者（身体障害者手帳のみを所持する者で障害の等級が3級から6級までのものを除く。）1名につき介護者1名の個人使用は、無料とする。
- 10 1か月券は、発行した日から1月間有効とし、交付を受けた者に限り利用することができる。
- 11 開場時間を超えて使用する場合は、当該使用料に当該使用料の100分の20（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）を加算する。

(10) 帯広の森弓道場・アーチェリー場

単位				使用料
弓道場	個人使用	1人1回につき	大人	円 300
			高齢者	150
			高校生	150
		回数券（6枚つづり）	大人	1,500
			高齢者	750
			高校生	750
		1か月券	大人	3,000
			高齢者	1,500
			高校生	1,500
	専用使用	1時間につき	大人（高齢者を含む。）	800
			高校生	700
			小中学生	550
	放送設備	1時間につき		300

アーチェリー場	個人使用	1人1回につき	大人	200
			高齢者	100
			高校生	100
		回数券（6枚つづり）	大人	1,000
			高齢者	500
			高校生	500
		1か月券	大人	2,000
			高齢者	1,000
			高校生	1,000
	専用使用	1時間につき	大人（高齢者を含む。）	550
			高校生	450
			小中学生	350
	放送設備	1時間につき		300

備考

- 1 入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかなを問わず現金又は使用者が発行する入場券、整理券その他これに類するものを入場するものから徴収して使用する場合は当該使用料に当該使用料の100分の100を加算する。
- 2 営利を目的とする場合は当該使用料に当該使用料の100分の200を加算する。
- 3 特殊電気設備を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。
- 4 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。
- 5 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 6 5月1日から10月31日までの期間内に、弓道場近的、遠的を専用使用する場合であって、その使用立数が2分の1を超える場合の使用料は全額を徴収し、その使用立数が2分の1又は3分の1以下の場合の使用料は、当該使用料のそれぞれ2分の1又は3分の1の額（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。
- 7 11月1日から翌年4月30日までの期間内に、室内近的を専用使用する場合の使用料は、当該使用料の3分の1の額（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。
- 8 5月1日から10月31日までの期間内に、アーチェリー場固定的を専用使用する場合であって、その使用立数が2分の1を超える場合の使用料は、全額を徴収し、その使用立数が2分の1又は3分の1以下の場合の使用料は、当該使用料のそれぞれ2分の1又は3分の1の額（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。
- 9 高齢者とは、利用日現在満65歳以上の者をいう。
- 10 障害者（障害者基本法第2条に規定される者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持するものをいう。）の個人使用は、無料とする。
- 11 前号の障害者（身体障害者手帳のみを所持する者で障害の等級が3級から6級までのもの

を除く。) 1名につき介護者1名の個人使用は、無料とする。

12 1か月券は、発行した日から1月間有効とし、交付を受けた者に限り利用することができる。

13 開場時間を超えて専用使用する場合は、当該使用料に当該使用料の100分の20(10円未満の端数は、切り捨てるものとする。)を加算する。

(11) 帯広の森テニスコート

単位		使用料		
		大人	高校生	小中学生
コート	1面1時間につき	250円	150円	100円
会議室	1時間につき	250円		
夜間照明	1面1時間につき	300円		
放送設備	1時間につき	300円		
シャワー	1人1回につき	100円		

備考

- 1 入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかんを問わず現金又は使用者が発行する入場券、整理券その他これに類するものを入場するものから徴収して使用する場合は当該使用料に当該使用料の100分の100を加算する。
- 2 営利を目的とする場合は当該使用料に当該使用料の100分の200を加算する。
- 3 特殊電気設備を施したときは、その設備等に要する費用(電気料等)を実費として徴収する。
- 4 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。
- 5 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 6 開場時間を超えてコートを使用する場合は、当該使用料に当該使用料の100分の20(10円未満の端数は、切り捨てるものとする。)を加算する。

(12) 帯広の森球技場

単位		使用料	
フィールド	1面1時間につき	大人	円 1,800
		高校生	1,300
		小中学生	950
放送設備	1時間につき	300	

備考

- 1 入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかんを問わず現金又は使用者が発行する入場券、整理券その他これに類するものを入場するものから徴収して使用する場合は当該使用料に当該使用料の100分の100を加算する。
- 2 営利を目的とする場合は当該使用料に当該使用料の100分の200を加算する。

- 3 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。
- 4 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 5 開場時間を超えて使用する場合は、当該使用料に当該使用料の100分の20（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）を加算する。

(13) 帯広の森研修センター

単位				使用料
個人使用	トレーニング室	1人1回につき	大人	円 200
			高齢者	100
			高校生	100
		回数券（6枚つづり）	大人	1,000
			高齢者	500
			高校生	500
		1か月券	大人	2,000
			高齢者	1,000
			高校生	1,000
宿泊室		1人1泊につき	大人（高齢者を含む。）	2,300
			高校生	1,800
			小中学生	1,300
浴室		1人1回につき		150
研修室		1時間につき		250
和室ABC		1時間につき		150
和室DEFG		1時間につき		100
暖房料	宿泊室	1人1泊につき		500
	研修室	1時間につき		150
	和室ABC	1時間につき		150
	和室DEFG	1時間につき		100
備考				

- 1 浴室の使用は、研修室及び和室（以下「研修室等」という。）並びにトレーニング室を使用する者並びに宿泊者に限る。
- 2 宿泊者については、浴室使用料を徴収しない。
- 3 小学生以下については、浴室使用料を半額とする。
- 4 宿泊研修等において運営上、研修室等を使用する場合は、研修室等の使用料及び暖房料を徴収しない。
- 5 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。
- 6 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 7 暖房の通気期間は、10月20日から翌年4月30日までとする。ただし、期間外であっても実状に応じ必要があるときは、通気することができる。
- 8 前項ただし書の規定により、期間外に通気した場合の暖房料は、期間内の当該暖房料の100分の60の額（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。
- 9 高齢者とは、利用日現在満65歳以上の者をいう。
- 10 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定される者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持するものをいう。）の個人使用は、無料とする。
- 11 前号の障害者（身体障害者手帳のみを所持する者で障害の等級が3級から6級までのものを除く。）1名につき介護者1名の個人使用は、無料とする。
- 12 1か月券は、発行した日から1月間有効とし、交付を受けた者に限り利用することができる。

（14） 帯広の森平和球場

単位			使用料
球場	1時間につき	大人	円 900
		高校生	600
		小中学生	500
放送設備	1時間につき		300
備考			
1 入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかなを問わず現金又は使用者が発行する入場券、整理券その他これに類するものを入場するものから徴収する場合は当該使用料に当該使用料の100分の100を加算する。			
2 営利を目的とする場合は当該使用料に当該使用料の100分の200を加算する。			
3 特殊電気設備を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。			
4 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。			
5 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。			
6 開場時間を超えて使用する場合は、当該使用料に当該使用料の100分の20（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）を加算する。			

（15） 帯広市南町テニスコート

単位	使用料		
	大人	高校生	小中学生

コート	1面1時間につき	250円	150円	100円
放送設備	1時間につき	300円		
備考				
1 入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかんを問わず現金又は使用者が発行する入場券、整理券その他これに類するものを入場するものから徴収して使用する場合は当該使用料に当該使用料の100分の100を加算する。				
2 営利を目的とする場合は当該使用料に当該使用料の100分の200を加算する。				
3 特殊電気設備を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。				
4 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。				
5 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。				

(16) 自由が丘公園庭球場

単位		使用料		
		大人	高校生	小中学生
コート	1面1時間につき	250円	150円	100円
夜間照明	1面1時間につき	300円		
放送設備	1時間につき	300円		
備考				
1 入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかんを問わず現金又は使用者が発行する入場券、整理券その他これに類するものを入場するものから徴収して使用する場合は当該使用料に当該使用料の100分の100を加算する。				
2 営利を目的とする場合は当該使用料に当該使用料の100分の200を加算する。				
3 特殊電気設備を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。				
4 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。				
5 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。				

(17) 伏古別公園野球場

単位			使用料
球場	1時間につき	大人	円 900
		高校生	600
		小中学生	500
夜間照明	30分につき		1,400
放送設備	1時間につき		300

備考

- 1 入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかんを問わず現金又は使用者が発行する入場券、整理券その他これに類するものを入場するものから徴収して使用する場合は当該使用料に当該使用料の100分の100を加算する。
- 2 営利を目的とする場合は当該使用料に当該使用料の100分の200を加算する。
- 3 特殊電気設備を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。
- 4 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。
- 5 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 6 開場時間を超えて使用する場合は、当該使用料に当該使用料の100分の20（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）を加算する。